

## 第2回 伊豆沼・内沼自然再生協議会会議録

日時：平成21年3月8日(日)午後1時から午後3時まで

場所：登米市迫公民館 軽運動場(2階)

### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 伊豆沼・内沼自然再生全体構想(二次案)について
  - (2) 平成20年度伊豆沼・内沼自然再生基礎調査の結果報告について
    - ア 沈水・抽水植物復元基礎調査結果について
    - イ 魚類・貝類復元基礎調査結果について
    - ウ 水生植物適正管理基礎調査結果について
    - エ 水質生態系モデル検証調査結果について
  - (3) 平成21年度の予定(今後のスケジュール)について
- 4 閉 会

### (配布資料)

- 資料1 伊豆沼・内沼自然再生全体構想(二次案)について  
資料2 沈水・抽水植物復元調査結果について  
資料3 魚類・貝類復元基礎調査結果について  
資料4 水生植物適正管理基礎調査結果について  
資料5 水質生態系モデル検証調査結果について  
資料6 平成21年度伊豆沼・内沼自然再生事業の実施予定について

### 出席者名簿

#### 1 学識経験者(7名中6名出席)

区分	氏名	職名	関連分野	出欠
学識経験者	小浜 暁子	東北工業大学工学部環境情報工学科講師	生態工学	出
	斎藤 憲治	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所水産遺伝子解析センター主任研究員	魚類	出
	鹿野 秀一	東北大学東北アジア研究センター准教授	湖沼生態学	出
	嶋田 哲郎	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団主任研究員	鳥類	出
	神宮字 寛	宮城大学食産業学部准教授	農村計画学	欠
	西村 修	東北大学大学院工学研究科教授	生態工学	出
	横山 潤	山形大学理学部生物学科准教授	植物生態学	出

2 地元関係者（10団体9名中6名出席）

区分	氏名	職名	出欠	
地元関係者	(農協)	小野寺 宏祐	栗っこ農業協同組合若柳支店長	出
		千葉 悦朗	みやぎ登米農業協同組合新田支店長	欠
	(土地改良区)	高橋 義矩	迫川上流土地改良区理事長 伊豆沼土地改良区理事長	出
		星 順一	穴山土地改良区理事長	出
		高橋 勝慶	新田北部土地改良区理事長	欠
	(漁協)	遠藤 吉雄	伊豆沼漁業協同組合組合長	出
	(商工会)	渡邊 一正	栗原南部商工会会長	欠
		鈴木 慎司	若柳金成商工会会長	出
		高橋 勝利	登米中央商工会会長	出

3 環境関係団体，NPO等（8名中5名出席）

区分	氏名	職名	出欠
環境関係団体， NPO等	相澤 庸郎	登米市迫町白鳥ガン愛護会会長	出
	安住 祥	NPO 法人シナイモツゴ郷の会	代理 理事 根元信一
	及川 裕宏	ナマズのがっこう代表	欠
	川嶋 保美	栗原市若柳愛鳥会会長	出
	呉地 正行	日本雁を保護する会会長	欠
	佐藤 庄喜	栗原市築館愛鳥会会長	出
	高橋 雄一	宮城昆虫地理研究会代表	欠
	竹丸 勝朗	宮城県野鳥の会宮城県支部支部長	出

4 公募委員（5名中4名出席）

区分	氏名	職名	出欠
公募委員	加藤 勝利	(栗原市若柳在住)	出
	久保田 龍二	(宮城郡七ヶ浜町在住)	出
	鈴木 康	(栗原市若柳在住)	欠
	堀川 邦雄	(仙台市泉区在住)	出
	三塚 牧夫	(栗原市築館在住)	出

4 行政機関（10名中9名出席）

区分	氏名	職名	出欠	
行政機関	(国)	赤倉 正弘	農林水産省東北農政局整備部地域整備課長	出
		島田 昭一	国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長	出
		伊藤 勇三	環境省東北地方環境事務所野生生物課長	出
	(県)	安齋 文雄	宮城県環境生活部次長	出
		永倉 正俊	宮城県農林水産部次長	出
		伊藤 直司	宮城県土木部次長	出
	(市)	星 英雄	登米市市民生活部長	欠
		小野寺 富雄	登米市産業経済部長	出
		小澤 敏郎	栗原市市民生活部長	代理 環境課長 氏家尚己
		小林 吉雄	栗原市産業経済部長	代理 田園観光課 課長補佐 二階堂清志

5 委員以外

区分	氏名	職名	出欠
オブザーバー	佐藤 勝幸	宮城県土木部東部土木事務所登米地域事務所長	出
	細川 孝	宮城県土木部東部土木事務所登米地域事務所技術主幹	出
	高橋 義信	宮城県土木部河川課河川整備班技術主幹	出
	小山 雅彦	宮城県環境生活部環境対策課技術主査	出
	渡部 正弘	宮城県保健環境センター上席主任研究員	出
	高橋 昇一	宮城県農林水産部農村振興課広域水利調整班技師	出
事務局	森林 和宣	環境省東北地方環境事務所野生生物課	出
	小幡 昭夫	宮城県環境生活部自然保護課長	出
	田畑 正紀	宮城県環境生活部自然保護課技術副参事兼技術補佐（総括担当）	出
	横山 茂樹	宮城県環境生活部自然保護課課長補佐（自然保護班長）	出
	宮腰 俊也	宮城県環境生活部自然保護課自然保護班主任主査	出
	佐藤 大輔	宮城県環境生活部自然保護課自然保護班主任主査	出

前場 大二	宮城県環境生活部自然保護班主事	出
横田 浩志	登米市市民生活部環境課課長補佐	出
高橋 昌美	栗原市市民生活部環境課主事	出
佐竹 三男	財団法人宮城県伊豆沼・内沼自然環境保全財団 事務局長	出
進東 健太郎	財団法人宮城県伊豆沼・内沼自然環境保全財団 研究員	出

## 会議内容

### 1. 開会

事務局が開会を宣言した。

### 2. あいさつ(西村会長)

日曜日の午後にお集まりいただき、ありがとうございます。今年の1月に東日本の自然再生協議会の皆さんが東京で集まる会議があり、私も県の方々に参加させていただきました。北は釧路湿原から東京の野川まで、東日本のいろいろな協議会の方々との意見交換をさせていただきました。伊豆沼・内沼のように湿地を対象とした自然再生もありますし、河川とか森とか色々なものが自然再生の対象とされています。また、やり方としても、行政が主体となっているところもございますが、民間が主体となって積極的に進めているところもございました。さらには、うまくいっているところもあれば、協議会を開催することが難しいというような状況に陥っているようなところもあると伺い、自然再生事業を進めるといことは非常に様々だなあという印象を持ちました。振り返って伊豆沼・内沼の自然再生協議会でございますけれども、他のところの自然再生事業も勉強になるところがございますが、伊豆沼・内沼の地域にあったやり方というものが当然あると思います。そういう意味では、この自然再生協議会に参加されている皆様方に知恵を絞っていただき、他の自然再生事業の模範になるような、さらには、将来世代のこの地域に住む人々にとって、あのときの自然再生事業というのは非常に良かったというような評価を得るようなものにしていきたいと思って東京から帰って参りました。本日は、今年度行われたいろいろな事業の報告もあり盛りだくさんでございますが、ぜひ皆様から活発な御意見を賜ることができればと思います。簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

### 3. 協議事項

西村会長	(1)の伊豆沼・内沼自然再生全体構想(2次案)について事務局から説明願う。
事務局(自保課)	(資料1に基づき説明)
西村会長	ただいまの説明に対して、質問、意見等はないか。全体構想に関しては、委員の意見を基に修正された点と新しく加筆された点を中心に説明があったので、説明があったところを重点的に議論願うが、その他気になることがあれば、意見、質問願う。
星委員	今回の資料で、通常水のある範囲が279ヘクタール、伊豆沼・内沼の面積が全体で369ヘクタール、と示されている。これは堤防に囲われている伊豆沼・内沼の面積を、県も市も財団もこの数字できちんと統一していくということが確認したい。

事務局(自保課)	<p>御指摘とおり、沼の面積は2パターンを使い分けている場合が多く、今回示したのは、堤防から沼側の面積をすべて入れたものである。ただ、場合によっては、水面面積だけを使って表記している場合もあり、どちらかに統一するというよりは、そのときそのときでよりふさわしい方の面積を使う方がよい。例えば、文化財保護法の地域指定ではほぼ水面の面積と一致した面積を使っているが、自然再生事業ではヨシ刈りなども含めた沼全体の自然再生なので、堤防の中全体の面積を使っている。</p>
星委員	<p>私どもは、伊豆沼の面積は何ヘクタールかという質問に、約300ヘクタールと答えている。農業用水に使う部分は通常は内水面なので、水面面積で確認しており、洪水時には堤防内すべてが水面となるため、面積は369ヘクタールになり、約69ヘクタールも面積が増えることになってしまう。地元としては、文化財保護の面積だとか野鳥保護の面積だとかは関係ない。どこに出しても使える統一した面積の規定をしてもらい、ただし書きで、文化財保護法で規定されている面積はいくらというように規定してもらいたい。</p>
齋藤副会長	<p>2ページの文章で、伊豆沼は湖面積289ヘクタールと書いてあるが、表の1-1では同じ湖面積で369ヘクタールとなっており、同じ用語で別の数字が出てくるのが混乱の基になっていると思うので、用語の定義をしっかりともらいたい。例えば、文章中は「水面積289ヘクタール」、表1-1は、「総面積396ヘクタール」という様に用語を整理していただくと混乱はかなり防げると思うので検討願う。</p>
西村会長	<p>一度、今までどのように数値が使われていたかを整理して、全体構想としてどのように修正するかを議論したい。</p>
星委員	<p>16ページの施策2の健全な水環境の回復に関する取組のうち、流入負荷の低減について、土地改良区では伊豆沼を水源としても使い、残水を伊豆沼に直接汲み出しているという状況である。昔は、伊豆沼の周りの田んぼの近くには小さい沼があり、排水機場も大きくなかったので少々雨では水を汲み出すこともなく、伊豆沼を農業用水で汚すということはあまりなかった。しかし、ほ場整備が進み、排水機場も大きくなったことで水を貯めておくところが無くなり、全部農業用排水路となってしまった。そのため、5ミリ、10ミリの雨でも外に汲み出さなければならなくなり、それを容量の大きい排水機場で汲み出すため、泥水をかき混ぜては吐き出すことになる。用水期間中は、朝、用水を確保して沼から入れ、夕方には田んぼで使って残った水が排水路を伝わって戻るため、湛水を防ぐ目的で伊豆沼に汲み出すということを毎日繰り返す。私は、この自然再生事業で、伊豆沼の周りのほ場整備をした水田で、実際には計算をしてみなければわからないが、例えば100ヘクタールに5ヘクタールの割合というように沈砂池を作れば、毎日伊豆沼に泥水を汲み出す必要がなくなるので、そういうものを復元できないかと思う。三面護岸された排水路だけでは本当に数種の動植物しか越冬できないので、沈砂池を作ることで様々な動植物や小魚が戻ってきて、生物多様性の面でも良い。なかなかお金のかかることなので簡単にはいかないが、ぜひモデル事業としてどこか1つか2つ作ってもらいたい。</p>
西村会長	<p>大変重要な提案である。事務局から何かあるか。</p>

事務局(自保課)	場所やコストの問題があるので、持ち帰り検討する。
西村会長	今は、全体構想について議論しており、具体的な取組については別途機会を設けたい。ただ、今のような提案は、ドンドン出してもらい、協議会で検討することが非常に重要である。私は、今の提案は非常に良い提案だと思う。
遠藤委員	施策3の賢明な利用において観光業が位置付けられている。この度、伊豆沼の一部用地を漁業協同組合が借りてハス祭り対応として活用したいと考えているが、観光的な意味合いでの活用と自然の再生・保護という部分の兼合いがあまり明確になっていない。これをやってみたい、あれをやってみたいと思いつつも、伊豆沼はいろいろな制約があり、ついつい面倒くさくなって止めてしまう傾向がある。もう一度、自然再生事業の中で、沼内の活用、沼外の整備のあり方を検討したい。春夏秋冬を問わず来ていただけるお客様に対して、伊豆沼のいいイメージを与えて帰っていただくために、観光業の位置付けについてどのような方向性があるのか。
事務局(自保課)	<p>答えになるかわからないが、これまでの県で作った伊豆沼・内沼環境保全基本計画などでは、基本的には保全についてしか書かれていなかったが、そのような計画を見直して観光業とか地域産業との連携について書いたことは、新しい方向性を示したのではと思う。</p> <p>また、例えば、今年行ったハス刈りについても、ハス刈りをする決めてから、ひとつひとつ法律を確認してどこまでできるか確認した。そのため、ここまでできて、ここからはできないということを明記することは必ずしもできない。取組を考えた段階でひとつひとつ制約を確認しながら整理するという流れになるかと思う。</p>
西村会長	保全と活用というのはバランスを取ることが難しい。必ずこれが正解ということではなく、時代とか社会的状況によっても変わるかもしれない。協議会としては、こういうような活用をしたいという提案に対して、このような課題あるいは制約があるということを整理して、その上で協議会として活用すべきではないかとなったときには、どうにか制約を変えることができないかなどを検討するというような流れで議論を続けていきたい。このような活用をしたいという提案をたくさん出してもらいたい。
高橋(義)委員	私の記憶違いかもしれないが、以前は、伊豆沼周辺あるいは中において50センチメートル以上の土盛りはできないというような規制があった気がするが、いかがか。
事務局(自保課)	手元に詳しい資料がないが、土地の形状変更をするときには許可なり届出なりが必要である。形状変更であれば50センチメートル以下でも許可なり届出なりが必要となると思う。
西村会長	沼の活用に当たっては、制約条件の整理は非常に大切なので、整理してもらいたい。他に意見、質問はないか。
星委員	先ほど、伊豆沼周辺の田んぼの周りの話をしたが、今度は上流について話したい。伊豆沼の上流地帯は、かつては雑木林であったが、昭和30年代後半から40年代にかけての開田ブームにより開田された。しかし、今は、その開田地帯も、米の値

	<p>段がこういう時代なので、荒れている。そこで、田んぼを積極的に雑木林に戻していくということについて提案したい。この場合、その土地を転作面積にカウントするか、また、林に戻すと農地ではなくなるという農地法の問題がある。これについて、例えば、今の生産調整が続くという仮定で、特区のようにして伊豆沼周辺については、雑木林に積極的に戻した場合は、20年くらいは転作面積にカウントして、奨励金をもらえるようにすることはできないか。今、農政では、耕作放棄地を復元するのに10アールあたり5万円というようなお金を出している。そうであれば、むしろ、雑木林に戻していき、伊豆沼上流の水源として森林を確保していくということを検討課題としてできないか。</p> <p>もう一点。下流に水が流れていくのは荒川しかない。19ページに飯土井水門の調整、導水路新設とあるが、飯土井水門は、現在、転倒板の調整によりオーバーフローした上澄みだけを流しているため、一気に流れることがなく、これが水質悪化のひとつになっているのではないかと考えている。飯土井水門ができてからもう12から13年になるが、1月から用水確保のために転倒板を調整し、協定水位を守るために、1月は7m、3月になれば7m50センチメートルというように水位を上げている。伊豆沼で巻き上がり現象が起きても、転倒板を全転倒しなければ一気に水は流れないが、ここで問題になるのが協定水位である。今は登米市が管理しているが、農業用水が足りなくなるといわれると後で怒られるので、結局、多め多めに水を確保していくような転倒板の調整をしている。今までは、洪水の心配もあったのでかなり微妙なコントロールをしていた。しかし、宮城県土木部が長沼ダムを作って周辺の洪水対策を行い、伊豆沼についても大きな排水ポンプ場を作っており、長沼の導水路に直接汲み上げるポンプももう少しで完成する。また、飯土井水門下流の刈谷水門でも、荒川に強制的に排水する機場が完成し、去年稼働した。多分、今後は伊豆沼周辺の2工区、3工区という越流堤のある田んぼに水が入ることではないのではないかと考えている。もちろん、農業用水は確保してもらわなければならないが、水質を浄化するための協定水位の見直しも可能ではないかと考えている。例えば、上流で20ミリの雨が降れば、これだけ伊豆沼の水位が上がるということが予測できれば、それに合わせて全転倒することにすればよい。さらに、巻き上がりも予測できれば、一気に水を流すことができ、堆積した土砂の流下も可能ではないかと思う。今まで巻き上がり現象を利用するという話が出たことは何回もあるが実際に行ったことはない。なぜかという、農業用水の協定水位確保のためにかなり神経を使ってきたため、おっかなくてできなかったわけである。しかし、このようなことも可能なのかと思うので、検討してみてもどうかと思う。</p>
事務局(自保課)	<p>大きく2点あったかと思う。1点目は、これもお金やハード的な話となるので即答はできないが、休耕田を雑木林に戻すという点を参考にさせていただきたい。2点目の下流堰の管理については、星委員も御存じのとおり、用水源となっており協定水位を守りながらどの程度まで水位管理できるのかということを検討しなければならないかと思っている。</p>
登米土木	<p>星委員からポンプをいっぱい作ったので洪水のおそれが無くなったのではないかという意見があったが、当方との考えと少し異なるところがあったので説明させてもらいたい。</p> <p>基本的に、長沼ダムの関係で機場を整備しているのは、荒川改修の一環でもあるが、長沼導水路でいるんな河川と水路を分断した結果、どうしても内水区域ができってしまうため、以前の導水路がなかった状況に戻したいということで機上整備を行っている。そのため、あくまでも、内水区域をクリアするという意味であり、河川</p>

齋藤副会長	<p>を流れてきた水が少なくなるということではない。原則的にはそういう考え方で進めたい。</p> <p>協定水位の話は、おそらく、当事者間で決めることができると思うが、星委員がおっしゃったのは、それに対する科学的資料がなく、どれくらい降水量があるとどれくらい水位が回復するという予測を出すことができれば、それを基に話し合いが進むのではないかということだと思う。</p>
西村会長	<p>この自然再生協議会では、お金がないからできないと言う前に、どれくらいお金がかかるのかということを出して、議論をしていかなければいけない。先ほどの水位の問題も非常に大切で、たぶんそのコントロールは伊豆沼・内沼の生態系に与える影響は非常に大きいはずであり、このようにすればこうなる可能性があるというものを調べ研究し、さらには社会的な制約条件というのは周辺の状況も含めて変わってきており、昔決めたものをずっと守っていくということではなく、それも含めて研究してみて、このようにすればどうなるかということを経験的に繰り返していきながら、最終的には協議会で提案を出すことができれば現実に近づけられる。</p> <p>この全体構想は事務局である県が作成するのではなく、この協議会が主体となり、この協議会の名前で作成するものである。今回の事案に対して、こういった取組みを盛り込みたい、こういった考え方を盛り込んで欲しい、というものがあれば、配布している様式により事務局に提出願う。できる限り、例えばこういうことを県にやってほしいとか、市にやってほしいという要望ではなく、「我々はこういうことをしたい、こういうことをするので全体構想に入れてほしい」といった意見を提出してもらいたい。事務局では、本日の協議内容や、委員から提出された意見を受けて、二次案を修正し、全体構想の最終案を取りまとめてもらいたい。</p>
西村会長	<p>続いて、協議事項の(2)「平成20年度伊豆沼・内沼自然再生基礎調査の結果報告」に移る。</p> <p>次第のとおり、アからエまで4項目ありますが、事務局より一括して説明していただいた後、まとめて協議時間を取ることにする。</p> <p>最初に、全体構想二次案の9ページで伊豆沼の現状と課題をこのような関連図にまとめたわけだが、今後、具体的にどの分野でどんな施策を行うかを考えていくことが必要である。これから説明する基礎調査が、この関連図のどの分野について検討しているかを常に念頭に置きながら議論を進めていくように心がけたい。</p> <p>内容について事務局より説明願う。</p>
嶋田委員	<p>(資料2に基づき説明。)</p>
事務局(財団)	<p>(資料3,4に基づき説明。)</p>
保環センター	<p>(資料5に基づき説明。)</p>
西村会長	<p>ただいまの説明に対して、質問、意見等はあるか。</p>
川嶋委員	<p>伊豆野堰からの導水は良いことである。以前、4月1日に導水をしたことがあり、水位が4cm増えたことがあった。そのときは、鳥も戻ってきた。導水はいつまで行うのか。</p>

事務局(自保課)	今年度は地震の影響もあって一時期休止した。一年ではわからないので、今後も続けていきたい。
高橋(義)委員	伊豆野堰から水を流してもらうことは非常に良い。しかし、農業用水として国営で整備した水路である。今後の協議、契約はどのようになっているのか。
事務局(環対課)	今年度は、10月1日から3月31日まで維持管理として、一迫土地改良区を相手方に契約をしている。
高橋(義)委員	一迫土地改良区は今は合併して迫川上流土地改良区となっている。従って、新しい土地改良区と協議をしてもらいたい。
事務局(自保課)	県としては、次年度も事業を継続したいと考えている。改めて相談したい。
西村会長	いろいろな協力をいただいた結果、試験導水ができている。さらなる御協力を御願いたい。
遠藤委員	伊豆沼内での漁獲量は右肩下がり激減している。沼内の魚の全体量を把握するための調査は行わないのか。内水面試験場でブラックバスを調べているようにして行えないのか。
事務局(財団)	資源量把握の予定はないが、漁協で設置している定置網や内水面試験場でブラックバス以外の魚類に関して調べており、そこから把握することはできる。
佐藤委員	現在の自然再生の取組には住民が参加していないので、地元や市民を対象とした、自然を楽しみ、再生するようなイベントを年2、3回開催し、住民を巻き込んでほしい。私たちは、デスティネーションキャンペーンの一環で観察会を行い、伊豆沼は素晴らしいという声を聞くことができた。今後は、周辺を巻き込み進めてもらいたい。また、見栄えを良くするために間伐をするなどし、遠くから見ても良い伊豆沼としてもらいたい。また、環境学習にも取り組んでもらいたい。
西村会長	地域の内外から人を呼びたいと思う。学識経験者だけでなく、昔の伊豆沼の話聞くことも良い。いろいろな取組みを行いたい。
三塚委員	鳥類や昆虫類についての基礎調査は実施しないのか。
嶋田委員	今回は報告がないが、モニタリングを実施している。昆虫については、2から3年前に、沼全体での調査を実施した。
星委員	伊豆沼周辺の各集落では、1つか2つずつ堤を持っているが、この堤でタナゴを守る運動を広げていけないかと思う。これらの堤には、ゲンゴロウやイモリなどがまだかなりいると思う。当然、今の体制の財団だけではそういう調査は難しいと思うが、情報を集めるということで地域の人達に協力してもらうことは可能だと思う。ぜひ、タナゴの復活を地域に取り組んでほしいが、そのような体制はいつ頃から取ることができるのか。 もう一つ、来週、土地改良区と消防団とで野焼きをすることとしているが、今の伊豆沼は荒れ放題で眺望も非常に悪くなっている。かつては伊豆沼にあったすべて

	<p>のものが外に持ち出されていたのを、伊豆沼を保全するから触っては駄目だということによってこういう状態になった。この反省を踏まえて、もっと積極的に沼の中から外に持ち出す運動を積極的にするべきだと考える。マコモの植栽やクリーンキャンペーンでは地元の子もたちも学校をあげて取り組んでいるが、ゴミ集めをするだけではなく、セイタカアワダチソウやブタクサのような外来植物も一緒に持ち出して焼いてしまうというような過去の伊豆沼の風景を取り戻す運動の1つとして行うというような、レベルを上げた取組みを県や財団が積極的に提案すべきだと思う。地域の子もたちやこれから増える定年退職者なども含めて、一緒に取り組めるようにしてもらいたい。</p>
事務局(自保課)	<p>在来魚復元の手法や外来生物を含めて持ち出すという話だが、旗振り役をどこがやるか、地域住民をどう巻き込むかという話については、そのような趣旨も含めて全体構想を作ったつもりなので、これを実施していく段階で話し合いたい。</p>
嶋田委員	<p>補足する。今後、実施段階に入るので、その中で詳しく議論されていくと思う。外来植物については、先ほど星委員からの話にあったように非常に危惧するところである。来年度は、中学校の環境保全活動の中で外来種駆除をするということも実際に検討しているところであり、このような地域との取組の連携は今後も強化していきたい。</p>
西村会長	<p>星委員からの貴重な、かつ、心強い提案をいただいた。地域で取り組まれている活動は協議会の議論よりも進んでいるところがあり、この協議会でも全体構想をまとめて、さらに具体的な成果を出していきたい。</p> <p>次に、協議事項(3)平成21年度の予定(今後のスケジュール)について、事務局から説明願う。</p>
事務局(自保課)	<p>(資料6に基づき説明。)</p>
西村会長	<p>ただいまの説明に対して、質問、意見等はあるか。</p>
川嶋委員	<p>自然再生に関する基礎調査あるいは試験施行の実施等について、例えば、タナゴやエビを増やすというような具体的な検討をしてもらいたい。また、伊豆沼再生というと、私たちは今の縮小された沼を大きくするというのも1つの方法ではないかと考えられ、地主の方がいるわけだが、第2工区の活用なども検討することも必要だと思うので提案しておきたい。それから、伊豆沼周辺でも道路が整備されたところもあり、かなり車の交通量が多くなっているので、道路整備についても質問する。</p>
事務局(自保課)	<p>1点目は、おそらくタナゴや在来魚貝類を増やす方策についてであるが、現在は外来魚が沼に多く生息している状況なので、まずは屋内水槽や伊豆沼に近い環境での系統保存をすることを続けなければならないと思っている。次に、2工区の活用方策だが、以前から2工区を沼に戻してはどうかという話があったように聞いているが、基本的には今は田んぼになって地権者もいるところなので、その方々の合意がまずは必要で、協議会で方向性を出すことは正直に申し上げて難しい。最後に、道路整備については、持ち帰って検討とさせていただきたい。</p>
川嶋委員	<p>検討部会の賢明な利用はラムサール条約の精神に一致しているが、西側堤防のところは観察場所として非常に多くの方が訪れているので、その堤防は生かして、そ</p>

	<p>の下の所の道路をもう少し整備することはできないか。また、新田側から2工区の堤防に上がるまでの水路脇の道路が非常に狭く、交通量も多いので待避所の整備などの必要があると思う。できれば堤防を通らないで周辺に道路を作ってもらい、そこを回るようにしてもらいたい。かなりの費用負担がかかると思うが、伊豆沼だからやれるという部分もあるかもしれないので、検討していただければと思う。</p>
事務局(自保課)	<p>この全体構想には道路整備まで入れる予定は今のところはない。もし議論するとしたら、別の場で議論することが必要ではないかと思う。</p>
西村会長	<p>協議会として、どこまで議論ができるかということも結構大事である。道路については、たぶん地域の何らかの計画において別途位置付けられているところがあると思われ、それを踏まえずにここで議論しても意味がないので、事務局の説明のような方針で進めていきたい。</p>
高橋(義)委員	<p>川嶋委員から、2工区を沼に戻してはどうかという提案があったが、実は今、2工区においては国50%、県30%、関係市町村10%、受益者負担10%という県営地域小田農業支援排水対策特別事業を行っているので、そこを沼に戻すということは簡単にはできないということを確認していただきたい。</p>
西村会長	<p>以上で協議を終了する。</p>

#### 4. 閉会(安齋環境生活部次長)

第2回目の協議会の閉会に当たり、ひとことあいさつを申し上げます。

本日の協議会につきましては、限られた時間の中、皆様に熱心に御議論いただきましたこと、深く感謝申し上げます。

沼の面積のような基本的なことから、沼周囲の里山・湿地の回復、水位の管理や賢明な利用のあり方など、大変重要な御指摘、御提案を頂戴いたしました。

今後の予定としては、本日協議した内容、あるいはこれからいただく御意見を踏まえまして、先ほど説明しましたとおり、来年度には自然再生全体構想を作成したいと思います。

自然再生事業を効果的に進めていくためには、国・県・市の関係行政機関はもとより、地元の関係団体や地域に居住する人々が共通認識を持ち、適切な役割分担の下で協力して活動していくことが最も重要であります。

今後とも、皆様とともに伊豆沼・内沼の自然再生を進めて参りたいと思いますので、引き続きそれぞれのお立場から、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ですが閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠に御苦勞様でございました。